

鶴岡市議会議場システム更新工事公募型プロポーザル評価基準

本プロポーザルでは、選定委員会における総合評価点が高い順に、本工事の受注候補者1者、次順位者を特定する。

選定委員会による評価の結果、総合評価点が同点になった場合は、提案評価点が高い者を受注候補者に決定する。

ただし、評価の対象となるプロポーザル参加事業者が1者の場合、総合評価点が一定点数（600点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該プロポーザル参加事業者を受注候補者とする。

1 提案評価点（最大 700 点）

参加申込書、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容に関する評価は、次の評価項目及び評価の視点により選定委員が審査する。

なお、選定委員による提案評価点の満点は700点（100点/1人×選定委員7人）とする。

No.	評価項目 (配点)	評価の視点
1	施工体制及び実績 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事実施にあたり、施工可能な業務体制となっているか。また、専門的かつ十分な能力と経験を有する従事者等を配置しているか。 ・提案する議場システムは、過去5年間において、十分な導入実績を有しているか。 ※工事実施体制（様式第4号）及び導入実績表（様式第5号）にも記入
2	個別機能 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ・操作画面はシンプルであり、専門的知識のない職員でも扱いやすく、誤操作が生じにくい、操作性に優れたシステムであるか。仮に、発言者の選択等の誤操作をした場合、簡易に誤操作を取り消すことができるか。 ・各マイクの音量は、容易に調整することが可能か。また、発言者が演壇や質問者席で話す場合、個別の音量調節データが自動的に反映されるか。 ・議場内及び特別委員室内においては、どの場所においても明瞭に音声聞き取れる、スピーカー構成となっているか。 ・簡便な方法で録音及び録画ができるものとなっているか。また、操作端末がダウンした場合でも録音が可能であるか。 ・カメラを切り替える際は、主画面（表示映像）の切り替わりはスムーズな遷移であるか。また、カメラの水平方向、垂直方向、ズーム（拡大、縮小）などの微細な移動は、簡易に操作可能であるか。 ・電子採決時の議長及び議員の操作は、分かりやすく、間違えにくい工夫がされているか。また、電子採決の結果は、見やすい表示であり、複数のパターンで表示することは可能か。 ・ライブ字幕配信モニターは、変換精度が十分に高く、その文字の表示や大きさは、見やすい表示であるか。 ・委員会室においては、様々な配置での会議開催となるが、それに対応できるシステム構成・機器の設置等の工夫がされているか。
3	作業スケジュール・ 工事施工 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了に至るまで、具体的かつ適切なスケジュールが設定されているか。 ・既設の出席者数表示及び残時間、時計の撤去並びに議員席へのコンセンートの設置等に関し、意匠の創作に意を置いた提案となっているか。また、議場内の景観保持に配慮した機器設置及び配線計画であるか。

4	操作指導・安定性・保守体制 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい操作マニュアルを準備し、使用者への操作指導を十分に行えるか。 ・提案する機器及びソフトウェア等は、長期運用に耐えうるものであり、安定稼働を維持することが可能か。 ・日常点検や議席レイアウトの変更は、職員が容易に行うことが可能か。また、議席レイアウトは、複数のパターンを登録することができるか。 ・障害発生時等に、速やかに復旧する対応策や代替措置、応急措置の対応が具体的に示されているか。また、システム障害等が発生した場合でも、会議を遂行するための具体的な対応が整っているか。
5	アピールポイント (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示すもののほか、評価に値する独自の機能・提案があるか。 ・特に優位な点があるか。

2 要求仕様評価点（最大 200 点）

No.	評価項目	評価の視点
1	要求仕様の対応状況	「要求仕様確認書（様式第 8 号）」を基に評価する。

3 価格評価点（最大 100 点）

No.	評価項目	評価の視点
1	導入費用	①導入費用（税抜） 「見積書【導入費用】（様式第 9 号）」にて提案
2	維持管理費用	②維持管理費用（税抜） 「見積書【維持管理費用】（様式第 10 号）」にて提案 ※①及び②を合計した提案額を合計提案額とし、最低合計提案額を提示した者の評価点数を 100 点とする。それを上回る合計提案額を提示した者については、次の算定式により、小数点第一位を四捨五入した数を評価点とする。 【評価点数=100 点×最低合計提案額／合計提案額】 ※ 1 者のみかつ①導入費用の提案額の税込金額が提案限度額以下の場合、60 点とする。

4 総合評価点

1、2、3で評価した「提案評価点」、「要求仕様評価点」及び「価格評価点」の合計点数を「総合評価点」とする。なお、総合評価点の満点は1,000点とする。

5 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (7) 提案限度額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
- (8) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (9) 総合評価点の合計が 600 点に満たない場合
- (10) その他、市の指示に違反する場合